

「三鷹市コミュニティ創生基本方針（仮称）素案」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ①計画に盛り込みます・・・・・・・・意見概ね提案どおりに盛り込むもの
- ②計画に趣旨を反映します・・・・・・・・意見の趣旨を計画に反映するもの
- ③対応は困難です・・・・・・・・趣旨の反映を含め計画に盛り込むことが困難なもの
- ④事業実施の中で検討します・・・・・・・・事業実施段階で判断するもの
- ⑤既に計画に盛り込まれています・・・・・・・・既に意見が計画に盛り込まれているもの。既に意見の趣旨が計画に反映されているもの
- ⑥その他・・・・・・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数 : 5名
件数 : 26件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当ページ	該当部分	市民等意見 ※	対応の方向性
1	P2 P9 P50	1. 1 方針策定の経緯 2. 2 コミュニティ行政に関わる主体や施策 5. 4 町会・自治会	地域の防災の仕組みに繋がらない市民が増えており、自主防災組織と地域住民との連携がコミュニティでの問題になってきていることから、住区の自主防災組織とコミュニティとの関わりについても記述すべき。	④事業実施の中で検討します P57「第6章 今後のコミュニティ行政の施策の柱」の一つである「施策4 中間支援機能の強化」と関連させつつ、関係部署と連携しながら事業実施の中で検討します。
2	P51	5. 7 コミュニティ活動の拠点	コミュニティ施設の見直しについては、個人でも予約なしに参加・利用できる、特に、子育て世代が気安く参加・利用できる施設に変えていくことが大切である。	⑤既に計画に盛り込まれています P51「5. 7 コミュニティ活動の拠点」において、コミュニティ施設を多くの市民が「平等に・気軽に・快適に」利用できる環境を整備することの必要性について記述しています。併せて、コミュニティ・センターの利用の決まりや手続きの平準化・統一化、インターネット予約システムの導入等による施設運営の透明性や利便性の向上について記述しています。
3	P51	5. 7 コミュニティ活動の拠点	マチコエ健康グループ(P41)では、住民から高齢のため、コミュニティセンターへ行くことが難しくなったという声を聞き、コミュニティ施設へのアクセスの問題を取り上げた。コミュニティ、福祉、防災にも関わる問題であり、庁内で横断的に取り組むことを提案する。	④事業実施の中で検討します 高齢者の移動手段の確保については、通院、買物、コミュニティへの参加など、全庁的な課題として重要であると認識しています。歩いて行ける範囲でのコミュニティ施設の創出(コミュニティ・センター、地区公会堂、空き家、店舗、広場の整備など)と併せて工夫をしていきます。
4	P51	5. 7 コミュニティ活動の拠点	異常気象などによって、屋外や公園で、子どもを遊ばせることが難しい日が増えている。コミュニティセンターなど地域拠点に、屋内での遊び場や、子連れのママ友が集える場を作ることを提案する。	⑤既に計画に盛り込まれています コミュニティ・センターでの多世代交流の場づくりや、地区公会堂における利用者の利便性向上に取り組んでいく旨、方針に盛り込んでいます。
5	P51	5. 7 コミュニティ活動の拠点	(建物施設の役割：) コミュニティセンターや地区公会堂の更新、改修については、物理的な劣化に表現がとどまっており、満足度調査に見られる、みんなが集える、行きたくなくなる、気持ちよさや雰囲気など、建物の質の向上の視点が読み取れない。	②計画に趣旨を反映します 施設の更新時等には、安全性、利用時の汎用性の観点で最も重要と考えますが、併せて居心地の良さや、コミュニケーションが促進されるようなデザインやレイアウト等にも関係法令を遵守しながら配慮する旨の記述をP51「5. 7 コミュニティ活動の拠点 (1)総論」に追記します。

No	該当ページ	該当部分	市民等意見 ※	対応の方向性
6	P51	5.7 コミュニティ活動の拠点	(建物施設の役割：) 建設時から想定した必要室の面積配分から建物を計画してきたこと 自体が空間を固定し利用想定と乖離しており、利用計画の在り方をもと にしたリノベーションを議論しなくてはコミュニティ創生につながらないと 考える。	②計画に趣旨を反映し ます 施設の更新時等には、安全性、利用時の汎用性の観点で最も重要と考えますが、併せて居 心地の良さや、コミュニケーションが促進されるようなデザインやレイアウト等にも関係法令を 遵守しながら配慮する旨の記述をP51「5.7 コミュニティ活動の拠点 (1)総論」に追記しま す。
7	P51	5.7 コミュニティ活動の拠点	(建物施設の役割：) 三鷹市の公共建物は建築デザインや空間を社会に誇れるものがない のは、行政に建設時から維持管理までこうした利用者と施設のインター フェースの視点が欠如しているのではないか。例えば、建物を背景にして 写真を撮るといふ行為、建物への愛着が見られないのはその表れでは ないか。	②計画に趣旨を反映し ます 施設の更新時等には、安全性、利用時の汎用性の観点で最も重要と考えますが、併せて居心 地の良さや、コミュニケーションが促進されるようなデザインやレイアウト等にも関係法令を遵 守しながら配慮する旨の記述をP51「5.7 コミュニティ活動の拠点 (1)総論」に追記しま す。
8	P53	5.8 多様なコミュニ ティが生まれ、連 携・成長していく仕 組み	地域の担い手不足については、市全体で担い手・協力を募集し、地 域に貢献したいと考えている市民を積極的に発掘していく取り組みが必要 ではないか。	⑤既に計画に盛り込ま れています 地域コミュニティの担い手づくりについては、P47「第5章 今後のコミュニティ行政の基本と なる考え方」において、地域の活動に参加していない無関心層や、関心はあるが参加方法が わからない市民への参加機会の提供の仕組みづくりが求められると記述しています。また、 P57「第6章 今後のコミュニティ行政の施策の柱 施策4 中間支援機能の強化」において、 そうした仕組みづくりを支援する中間支援機能の重要性を記述しています。
9	P57	第6章 施策4 デ ジタル技術の活用	三鷹市に住んでいても、地域で、自分の自由に使える時間が、団体の 活動時間や施設の利用時間と一致することが難しい人も少なくないと思 われるため、デジタル技術の活用により、利用時間や場所の制限を少 なくすることで、市民の参加の可能性が広がることを追記してほしい。	①計画に盛り込みます ご提言の内容については、デジタル技術の活用を含め、組織運営の在り方を変えていく必 要があることを既に方針に盛り込んでいますが、P57「第6章 今後のコミュニティ行政の施策 の柱 施策3 デジタル技術の活用」部分に「また、家事や介護、就労等の理由から活動に参 加する機会に恵まれない市民にとっても、オンライン会議などデジタル技術の活用により、柔 軟に参加できるようになるなどの効果が期待できます。」を追記します。
10	P57	第6章 施策3 デ ジタル技術の活用	従来型のコミュニティだと、参加すると役員を押し付けられる、費用負 担が大きいなどの理由で拒んでいた人もいますが、デジタルを 利用することで、そのような負担がゆるい関わり方ができないか検討し てほしい。	④事業実施の中で検討 します ご指摘の「負担」軽減のためには、デジタル技術の活用のほか、コミュニティ組織の在り方 の見直し(事業内容、運営方法など)を図る必要があります。行政と活動している市民がこう した意識を共有し、デジタル技術の活用や、多くの市民が楽しみながら活動できる組織へ変化 を促すような事業の検討を行います。
11	P58	第6章 施策4 中 間支援機能の強化	P58の多様な連携には、市役所内での縦割り行政にとらわれず、他課 と横断的に、コミュニティの問題に取り組むことを加えるべき。	①計画に盛り込みます コミュニティ創生は庁内各部署が常に念頭に置き、所管施策の中で展開していく必要がある ものと認識しています。P53「5.8 多様なコミュニティが生まれ、連携・成長していく仕組み」 に「さらには、多様なコミュニティ活動を促進していくため、行政においても各部署での事業実 施時の工夫ある取り組みと、組織横断的な連携が重要となります。」を追記します。
12		全体構成	全体構成と将来に向けた視点1： 当方針は、過去の整理・分析、現状の課題と解決方針という流れか ら、将来の姿を自動的にイメージする思考にとどまっているのではない か。	⑥その他 ご意見のとおり、当方針では過去・現在の分析を踏まえて、あるべき将来や施策を考察する 形としています。
13		全体構成	全体構成と将来に向けた視点2： 将来あるべき姿をまず明確に表記したほうが良い。その後で、そのた めにはこうすべきだという方針を提示すべきである。この素案は過去と 現状の記述に力点を置きすぎていて、将来の姿への言及や具体的な 対応指針が希薄になっている。	⑥その他 本方針では、今まで市とともにコミュニティ行政に取り組んできた各団体や、市民の皆様と の議論の土台をつくるため、約50年間のコミュニティ行政の総括を先に行い、現状の課題を 認識した上で、課題の解決のためのあるべき姿を「基本的な考え方」として第5章で示す形と しました。また、方針実現のための4つの施策の柱を第6章で示しました。さらに今後、個別計 画で具体的な施策等を示していく予定です。

No	該当ページ	該当部分	市民等意見 ※	対応の方向性
14		全体構成	全体構成と将来に向けた視点3: コミュニティの創生を謳うのであれば、コミュニティにおける普遍的な価値である持続的な生活の質的向上やSDGsとの関連など、統合的な視点を明確に述べるべきである。	⑤既に計画に盛り込まれています P48「第5章 今後のコミュニティ行政の基本となる考え方」の「5. 1 現代都市におけるコミュニティ」の冒頭において、いくつかのコミュニティの価値について記述しています。また、コミュニティの社会的役割の例示については、P49「5. 2 コミュニティの社会的機能」において記述しています。
15		全体構成	全体構成と将来に向けた視点4: 三鷹ネットワーク大学のまちづくり研究員が発表してきた論文などの報告書をどのように活かしているのか、あるいは取り組もうとしているのかを記載したほうが良い。	③対応は困難です 様々な論文、口頭でのご意見、講習会、シンポジウムなどでの気づきなどを随所に参考にさせていただきながら作成しているため、個別に抽出、記述することは困難です。
16		全般	行政組織が住民に地域活動を期待するだけで、そこに発生する住民自身の人材資源価値を蔑ろにしていると言わざるを得ない。社会貢献価値とコストの認識と評価は必須の要件であり、これを無視して市民に（行政側が）何かを期待することに問題があると考え。この費用を補償すべき主体は（市民活動において）事業の主宰者である行政（三鷹市）であることは明確である。社会活動の人的資源への投資を急ぐべき施策として実現すべきである。 昭和の時代まで存在した結が町会組織の構成基盤であったが、そのような社会的機能が消滅した現在では市民活動の責任とコストは行政（三鷹市）によって負担されるべきである。地方自治体が経済活動として妥当な組織に変貌し、一般市民の社会活動を評価する思想が実現すれば、おのずとコミュニティ創生に繋がるであろう。	⑥その他 現在、コミュニティが高齢化や担い手不足といった課題を抱えている中で、日頃の活動や行政との連携等を継続していくことが難しくなっている団体もあると認識しています。地域にあるコミュニティそれぞれの活動は、自主性・独立性をもって成立・発展するという特性を踏まえつつ、行政が適度に様々に関与しながら、支援や協働の取組を進めることに加え、活動のモチベーションや納得感につながる仕組みづくりについて今後さらに研究していきます。
17		全般	（学びと活動の循環、特に高齢者にとって） 超少子高齢社会から逃れられない中で、地域コミュニティにおける高齢者のなすべき方針を明確にするべきである。三鷹の高齢者は、経験豊富、元気、好奇心が旺盛、余裕があるという特質が顕著だと考える。	③対応は困難です これからのコミュニティ創生は、多世代の「楽しい」「うれしい」をキーワードとした集まりが基本と考えています。高齢者も含めた多世代の交流をきっかけとした緩やかなつながりが求められており、高齢者に特定した役割についての記述の予定はありません。
18		全般	（学びと活動の循環、特に高齢者にとって） 地域活動と学びの相互サイクルは極めて大切な課題であることから、その支援メニューの具体例を示すべきである。	④事業実施の中で検討します 具体的施策は、事業実施の中で検討いたします。
19		全般	（学びと活動の循環、特に高齢者にとって） 学びと活動の循環のため、行政、大学、企業、地域活動グループなど関係者のプラットフォームをどのようにつくるのかを明確に示すべきである。	④事業実施の中で検討します P57「第6章 今後のコミュニティ行政の施策の柱」に記載した柱の一つである「施策4 中間支援機能の強化」と関連させつつ、関係部署と連携しながら事業実施の中で検討します。

No	該当ページ	該当部分	市民等意見 ※	対応の方向性
20		全般	(居場所づくりなどの地域活動:) 具体的に地域活動をどのようにコミュニティとして拾い上げるかという下からの視点が薄いと感じる。例えば、地域のコミュニティの空洞化に対して、空き家を利用した地域活動などへの具体的支援の例示を示すべきである。	④事業実施の中で検討します 地域の中で身近に仲間が集まる場所を多く創出していくことは重要と考えています。具体的な施策は個別計画の中で検討していきます。
21		全般	(居場所づくりなどの地域活動:) まちづくりの主体を町会・自治会に主眼を置きすぎている感がある。実際に地域活動をしている多様な団体の役割について、もっと記述するべきではないか。	⑤既に計画に盛り込まれています 当方針では、町会・自治会だけでなく、様々なコミュニティの分断の解消と連携を大きなテーマとして掲げており、町会・自治会、住民協議会はその中の一つの重要な要素として捉えています。
22		全般	(居場所づくりなどの地域活動:) コミュニティの活性化には、住民協議会・町会・自治会などの仕組みを考えることにとどまらず、現実に活動をしている人たちの輪をどのように広げていくかの視点をもっと強調するべきではないか。	⑤既に計画に盛り込まれています 当方針では多くの市民のコミュニティへの参加を促進するための視点を入れており、コミュニティ・センターの在り方の検討や、デジタル化の推進、中間支援機能の強化など、様々な視点を盛り込んでいます。今後、個別計画でさらに具体的な施策を提示する予定です。
23		全般	(居場所づくりなどの地域活動:) 地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの意味が不明確なので、定義するか、他の言葉に置き換えてはどうか。	③対応は困難です コミュニティの定義は非常に難しく、その性格は同一の団体でも複雑に交じり合っていることもあり、本方針ではあえて厳密には定義をしていません。
24		町会・自治会	(町会の役割:) みんなの顔が見えないという状況はマンション管理組合でも町会等同様である。町会・自治会を論じる前に、マンション住民への視点が必要である。	④事業実施の中で検討します マンション住民のコミュニティ組織への参加についても、他のコミュニティ組織の振興策と併せて事業実施の中で検討していきます。
25		町会・自治会	(町会の役割:) 防災など共通課題によってマンション同士の連携を図ることでコミュニティ活性化の可能性がある。	④事業実施の中で検討します 共通課題への協働の取組や施設の共同利用などは、コミュニティ意識の醸成やコミュニティ同士の連帯感を高めることに効果的と考えます。既存の事業なども踏まえて、他のコミュニティ組織の振興策と併せて事業実施の中で検討していきます。
26		その他	政党の利用を認めないコミュニティ・センターがある。利用率を上げ、活発化をはかるために、この規制を取り払うべきである。	⑥その他 コミュニティ・センターでは、三鷹市コミュニティ・センター条例及び同条例施行規則に基づき、指定管理者である住民協議会が運営管理を担っています。各住民協議会では、多くの利用者が安心して快適に利用できるよう、地域住民による自主管理のもとで「利用のきまり」を作成し、物販等の営利目的での利用を制限しているほか、一部のコミュニティ・センターでは、ご指摘のとおり政治目的での利用もお断りする運用となっています。こうした制約については、地域の住民との対話を行いながら、各施設の状況に応じて随時「利用のきまり」の見直しを促すなど、利用率の向上や活性化に向けた対応を図ってまいります。